

訂々

① 將來國庫納付金ヲ減額スヘシ

② 逓信従業員ノ待遇改善

③ 事業ノ改善

以上ノ三項ヲ之ヲ実行スルニハ大臣又チハ出来ヌ我々経業員ハ之ヲ擁護シテナクテハナラヌ 依ツテ我々三十万経業員ハ此ノ際一致固結シテ本件実施ニ努カセズハナラヌ 賛成意見

(下各) 秋葉宗作 (蒸合) 藤田老雄

前同様賛成意見ヲ代表 内務省略

以上説明ニヨリ異議ナク可決

3 物価騰貴ニヨリ特別手当ニ割要求

乃各号ニヨリ

最近物価ノ問題ハ單ニ経済的問題ヨリ社會的問題ニ帯渡シ

ツツアリ各所ニ増給要求ノ傍手議カ類希セラレシニアレ 物価騰貴ノ問題ニツノ原因カアル國際取引関係ト國內のニハ極大ノ差ノ関係ヲ物価ハ一應騰貴ノ一途ヲ辿シテ本斷ニ状況下ニ置カレル我々月給者ハ幸ニ不安ニ襲ハレテ本ニ此ノ際我々ハ最低生活保証ノ為メ物価騰貴ニヨリ特別手当ニ割増給ヲ要求提案スルモ、テアルト説明後別記ニ陳情書ヲ朗讀 次々

宣言朗讀 古山和雄

別記(一) 宣言ヲ朗讀

(中次小巻) 平山英七 (勅込) 森 二郎

尚以上ニ各ヨリ賛成意見アリタルカ内務同様ニ付省略ス 本件異議ナク可決

而シテ本大會ヲ通シ逓信大臣ヲ新スル案ナリシカ都守逓信大臣ノ在任ニ依リ陳情ヲ取り止メルコトニ決定ス